

平成30年2月19日
大 阪 労 働 局

藤井寺公共職業安定所における文書の誤送付について

大阪労働局（局長 田畑 一雄）は、藤井寺公共職業安定所（所長 稲葉 隆由、以下「藤井寺所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

藤井寺所において、A事業所に送付すべき3名分の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（以下「確認通知書」という。）を、誤ってB事業所に送付するという事案が発生した。

確認通知書には、被保険者（3名分）の氏名、被保険者番号、生年月日、事業所名、資格取得年月日等が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成30年2月7日、藤井寺所において、A事業所から郵送された3名分の雇用保険被保険者資格取得届を受理し、職員Cがシステム処理を行い、確認通知書を作成した。その後、A事業所宛ての封筒に当該通知書を封入し、発送予定郵便物の保管箱に格納した。
- (2) 同日、B事業所から郵送された1名分の育児休業給付金支給申請書を受理し、職員Dがシステム処理を行い、育児休業給付金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）を作成した。その後、B事業所宛ての封筒に支給決定通知書を封入し、発送予定郵便物の保管箱に格納した。
- (3) 同日、職員EがA事業所及びB事業所を含む19事業所宛ての郵便物について、確認・封緘作業を行い、郵送した。
- (4) 同月8日、A事業所から電話連絡があり、藤井寺所から空の封筒が届いた旨申し出があった。直ちに、A事業所に係る確認通知書について、所内を捜索するとともに、同日に郵便物を発送した事業所に電話により郵便物の内容の確認を行った。
- (5) 同月9日、B事業所に電話連絡して確認したところ、A事業所の確認通知書が混入している旨申し出があり、誤送付が判明した。
- (6) 同日、同所次長及び雇用保険課長がB事業所を訪問の上、担当者に経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、誤送付した当該通知書を回収した。
- (7) 同日、同所次長及び雇用保険課長がA事業所を訪問の上、担当者に対し経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。また、当該被保険者3名に対する謝罪を申し入れたところ、後日回答したい旨申し出があった。

(8) 同月13日、A事業所から電話連絡があり、事業所から当該被保険者3名に説明する旨回答を得た。

3 発生原因

(1) 職員Eが発送のための確認・封緘作業を中断して別の作業を行ったため、文書が混入しやすい状況となったこと。

(2) 職員Eが確認・封緘作業において、封筒の宛名と内容物の確認が不十分であったこと。

4 再発防止対策

(1) 藤井寺所における取組

平成30年2月13日、緊急幹部会議を開催し、所長より当該事案の事実経過を説明のうえ、今後の再発防止に向けた取り扱いを指示するとともに、全職員（非常勤職員を含む）に伝達し、個人情報の適切な管理・取扱いを再度徹底するよう指示した。

発送する郵便物のダブルチェックを確実にを行うため、作業場所を確保して封入・封緘作業に専念する体制を作ることとした。

(2) 大阪労働局における取組

平成30年2月26日、公共職業安定所長会議を開催し、大阪労働局職業安定部雇用保険課長より、情報漏えい事案発生防止、特に、送付する書類等を確認する等、基本的な作業手順の徹底を図るよう指示する予定である。